証券コード　4058
2021年３月10日

株　主　各　位

東京都品川区西五反田二丁目27番３号
トヨクモ株式会社
代表取締役社長　山本裕次

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　本年は、新型コロナウイルスの感染防止のため、感染予防に必要な措置を講じた上で株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、ご健康状態によらず、極力、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年３月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東京証券取引所　２階　東証ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第11期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルスの感染防止のため、東京証券取引所では検温を行っております。検温し「37.5度以上」であれば入館はご遠慮いただいております。また、会場設営に当たっては、感染防止のため座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数には限りがあるため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承の程お願い申しあげます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://toyokumo.co.jp/ir/library/）に掲載させていただきます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記内容を更新する場合がございます。上記の当社ウェブサイトより発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社の事業が関連するソフトウェア国内市場において、2020年度の市場規模見込は1兆5,052億円となっております。外部サービスとの柔軟な連携性に加え、リモートワークの広がりにより、自社でシステム運用する必要がないSaaS（※）の導入が進んでおり、2024年度においてはソフトウェアの国内市場1兆9,889億円のうち、SaaS比率は56.2％となることが予測されております。（富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2020年版」）

当事業年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経済活動が停滞したものの、今後ワクチンの開発、ニューノーマルと呼ばれる生活習慣や事業活動の変化をとおして、徐々に経済活動が回復していくことが期待されております。

当社が提供する「安否確認サービス」は、災害時に従業員等の安否確認を自動で行うクラウドサービスであります。地震をはじめ、津波や特別警報などにも連動して自動で安否確認を送信します。利用者が回答した最新の情報を、管理者権限を持つユーザーが、いつでもリアルタイムで確認することができます。全社で利用できる掲示板だけでなく、限定されたメンバーのみが利用できる、グループメッセージ機能を備えています。これにより、災害対策本部をオンライン上に設置し、運営することが可能となっております。パンデミックをはじめとした非常時の連絡手段としても有用であり、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、情報共有ツールとしての認知が拡大いたしました。

当社が提供する「kintone連携サービス」は、サイボウズ株式会社の提供する「kintone」と連携することで、より便利にkintoneを利用するためのクラウドサービスであります。2020年３月16日にkintone内のデータを収集・計算する新サービス「データコレクト」の提供を開始しております。新型コロナウイルスの感染拡大の影響のもと、各企業においてリモート勤務が常態化してきたことやまた地方自治体などにおいてもデジタルトランスフォーメーションによる需要が高まったことなどから、kintone連携サービスが利用される機会が拡大しております。

なお、各サービスにおいては、便利に使えるだけでなく、誰でも簡単に操作できることを第一に、機能追加及びメンテナンスを継続しております。

このような環境の中、安否確認サービス及びkintone連携サービスにおける有償契約数は順調に増加し、当事業年度における売上高は1,095,565千円（前期比43.9％増）、営業利益は246,012千円（同152.0％増）、経常利益は234,857千円（同138.5％増）、当期純利益は150,240千円（同108.0％増）となりました。

なお、当社は法人向けクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

※　SaaS：Software as a Service（利用者がインターネット等を利用し、事業者のサーバーに接続して利用する形態）のこと

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は3,003千円であります。その内訳は複合機1,445千円、PC等の購入1,327千円及び商標権231千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年９月24日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資等により、総額644,850千円の資金調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期 (2017年12月期)	第 9 期 (2018年12月期)	第 10 期 (2019年12月期)	第 11 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売　　上　　高(千円)	271,497	482,595	761,226	1,095,565
経　常　利　益(千円)	5,440	137,231	98,464	234,857
当　期　純　利　益(千円)	41,341	91,585	72,220	150,240
１株当たり当期純利益　(円)	9,698.97	10.74	8.22	15.66
総　　資　　産(千円)	323,060	507,688	692,451	1,723,539
純　　資　　産(千円)	199,081	290,666	375,887	1,170,977
１株当たり純資産額　(円)	46,688.99	34.08	39.97	115.50

(注)　当社は、2020年３月27日付で普通株式１株につき1,000株、2021年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。このため、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下のとおりです。

① 人材確保及び育成

当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、優れた技術を持ち、新たな価値の創造に挑戦することのできる人材を確保、育成していくことが重要であると考えております。そのため、今後も労働環境の整備、福利厚生の充実、従業員への教育研修等に取り組んでまいります。

② サービス内容の充実

当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、継続的にサービスの内容を充実させる必要があると認識しております。現在、当社の既存事業である安否確認サービス及びkintone連携サービスにおいては、便利に使えるだけでなく、誰でも簡単に操作できることを第一に、機能追加及びメンテナンスを継続してまいります。

③　企業認知度及びサービス認知度の向上

当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、当社サービスを認知していただき、ご利用していただく有償契約数が増加していくことが必要であると認識しております。これまでも、各種イベントへの出展、サービス説明セミナーの開催、広告展開等を行い、企業認知度及び当社サービス認知度の向上に努めてまいりましたが、今後も引き続き、各種イベントへの出展、サービス説明セミナーの開催、広告展開等により、企業認知度及び当社サービス認知度向上に努めてまいります。

④　新規サービスの開発

当社の既存事業である安否確認サービス及びkintone連携サービスは、流行や景気に左右されにくく、安定的な売上が見込めるサービスでありますが、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、新規サービスの立ち上げが重要であると考えております。法人向けクラウドサービスを提供するという軸は継続しつつ、次なる事業の柱となるサービスの開発を進めてまいります。

⑤　顧客当たりの売上単価の向上

当社では複数のkintone連携サービスを提供しておりますが、それらのサービスは互いに連携し合うことでより便利に利用することが可能です。これまでも、サービスの連携による活用事例などを紹介しておりましたが、今後も引き続き、サービスの連携による活用事例などをわかりやすく紹介し、複数のサービスを利用していただけるように訴求し、顧客当たりの売上単価の向上に努めてまいります。

⑥　内部管理体制の強化

当社組織は小規模であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっておりますが、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、内部管理体制の充実・強化が重要な経営課題と位置付けております。当該認識のもと、組織の拡大に応じて内部管理体制の一層の強化、充実に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2020年12月31日現在）

事　　業　　区　　分	事　　業　　内　　容
法人向けクラウドサービス事業	「安否確認サービス」、「kintone連携サービス」の提供

⑹ **主要な営業所**（2020年12月31日現在）

本　　社	東京都品川区西五反田二丁目27番３号

⑺ **従業員の状況**（2020年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33名	５名増	32.3歳	2.50年

（注）　従業員数は就業人員（執行役員を含む）であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10に満たないため記載を省略しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2020年９月24日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

2．株式の状況（2020年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　18,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　5,069,000株

（注１）2020年３月27日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行ったため、4,697,298株増加し4,702,000株となっております。

（注２）2020年９月24日に公募増資を行ったため、300,000株増加し5,002,000株となっております。

（注３）2020年10月15日に第三者割当増資を行ったため、50,000株増加し5,052,000株となっております。

（注４）2020年11月30日に新株予約権の行使により、発行済株式の総数は17,000株増加し5,069,000株となっております。

⑶ **株主数**　2,434名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナノバンク	2,448,000株	48.29%
サイボウズ株式会社	400,000	7.89
田里　友彦	300,000	5.91
山本　裕次	300,000	5.91
落合　雄一	270,000	5.32
インキュベイトファンド２号投資事業有限責任組合	176,500	3.48
株式会社サムライキャピタル	150,000	2.95
石井　和彦	60,000	1.18
株式会社ＳＢＩ証券	54,600	1.07
日本証券金融株式会社	52,100	1.02

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

2021年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったため、発行可能株式総数が18,000,000株増加し36,000,000株、発行済株式の総数が5,069,000株増加し10,138,000株となっております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権
発行決議日		2019年３月28日
新株予約権の数		193個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　193,000株 (新株予約権１個につき　1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　70,000円 (１株当たり　70円)
権利行使期間		2023年４月３日から 2029年３月27日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　193個 目的となる株式数　193,000株 保有者数　3名
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名
	監査役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名

(注) 第５回新株予約権の行使の条件

(1) 2020年３月27日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行ったため、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

(3) 前項にかかわらず、対象者が取締役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関連会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。

(4) その他の条件については、新株予約権者と締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(5) 上記のうち、取締役１名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本裕次	
取締役	田里友彦	マーケティング本部長
取締役	石井和彦	経営管理本部長
取締役	木下正則	開発本部長
取締役	平野一雄	株式会社クリエイトラボ社外取締役 エコー電子工業株式会社社外取締役 株式会社アイティーアイ社外取締役 クロノス株式会社社外取締役
常勤監査役	渡辺克彦	
監査役	小川義龍	小川綜合法律事務所所長 サイボウズ株式会社社外監査役
監査役	中島秀樹	中島公認会計士事務所所長 NACS合同会社代表社員

（注）1．取締役平野一雄氏は、社外取締役であります。
2．監査役渡辺克彦氏、小川義龍氏、中島秀樹氏は、社外監査役であります。
3．常勤監査役渡辺克彦氏は、上場会社での監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、その知識と経験を活かして監査を行っております。
・監査役小川義龍氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役中島秀樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．2020年３月27日開催の第10回定時株主総会において、木下正則氏及び平野一雄氏が取締役に、中島秀樹氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
5．2020年３月27日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、取締役の落合雄一氏は任期満了により退任いたしました。
6．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これに基づき、当社は社外取締役１名及び社外監査役３名との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (1)	60,600千円 (1,800)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	10,800 (10,800)
合計 （うち社外役員）	9 (4)	71,400 (12,600)

（注）１．上記には、2020年３月27日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬限度額は、2020年３月27日開催の第10回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、2020年３月27日開催の第10回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役平野一雄氏は、株式会社クリエイトラボ、エコー電子工業株式会社、株式会社アイティーアイ及びクロノス株式会社の社外取締役であります。株式会社クリエイトラボ及びエコー電子工業株式会社と当社との間には取引関係がありますが、両社への売上高は当社売上高全体の１％未満であり、当社との間には特別の関係はありません。なお、当社と株式会社アイティーアイ及びクロノス株式会社との間には特別の関係はありません。

・取締役小川義龍氏は、小川綜合法律事務所所長及びサイボウズ株式会社社外監査役であります。サイボウズ株式会社は当社の大株主であり、当社の主要取引先でありますが、小川義龍氏は業務執行を行わない社外役員であり、両社の関係に特段の影響を及ぼすことはございません。なお、当社と小川綜合法律事務所との間には特別の関係はありません。
・監査役中島秀樹氏は、中島公認会計士事務所所長及びNACS合同会社代表社員であります。当社と両社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 平野一雄	2020年３月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 渡辺克彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場会社での監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、常勤監査役として、適宜発言を行っております。
監査役 小川義龍	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業法務に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 中島秀樹	2020年３月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称** PwCあらた有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,350千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,350千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

当社は、PwCあらた有限責任監査法人に対して、新規株式上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 会社は、法令、定款および社会規範等の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、取締役および使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

(b) 会社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役および使用人は定められた社内規程に則って職務の執行に当たる。

(c) 会社は、コンプライアンスに関する相談および通報等について「内部通報規程」を定め、不正行為等の防止および早期発見を図る。

(d) 取締役および使用人は、コンプライアンスの重要性を強く認識し、法令諸規則に基づく適法かつ公正な業務遂行に努める。

(e) 会社は、「内部監査規程」に基づき、業務運営および財産管理の実態について定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および監査役に報告する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、「文書管理規程」等に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理する。

(b) 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役および使用人は、「リスク管理規程」に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減および移転その他必要な措置を事前に講じる。

(b) 内部監査担当者は、各部門のリスク管理の有効性について監査を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役に関する業務分掌および職務権限に関する規程を定め、職務権限と担当業務を明確にする。

(b) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等を行う。原則として毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速な意思決定が必要な場合には臨時取締役会を開催する。

(c) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助使用人」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

(b) 監査役補助使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

(c) 監査役補助使用人は、その業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けない。

⑥　監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人からその職務執行状況を聴取し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明および報告を求めることができる。

(b) 取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。

(c) 取締役および使用人は、監査役に説明を求められた事項について速やかに報告を行う。

(d) 会社は、監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人等に周知徹底する。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をする。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、定期的に代表取締役社長と意見交換を行う。

(b) 監査役は、定期的に内部監査担当者および会計監査人と意見交換を行い、連携の強化を図る。

(c) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

(d) 監査役は、公正な立場から取締役の職務の執行状況について適宜監査を実施する。会社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をする。

⑨　反社会的勢力排除に向けた体制

(a) 反社会的勢力に対しては組織全体としての対応を図り、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保する。

(b) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。

(c) 反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係をもたない。反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶する。

(d) 反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(e) 反社会的勢力に対して、裏取引および資金提供等を行わない。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役会においては、取締役による職務執行の適法性を確保し、効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席しております。

(b) 監査役においては、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人からの説明および報告を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者および会計監査人と意見交換を行い、監査の実効性が高まるように努めております。

(c) 内部監査担当者は、作成した年間内部監査計画に基づき、当社の各部門の内部監査を実施しております。また、内部監査と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,672,063**	**流動負債**	**552,562**
現金及び預金	1,619,978	買掛金	19,838
売掛金	20,563	未払費用	83,692
前払費用	32,349	未払法人税等	83,287
その他	33	未払消費税等	34,820
貸倒引当金	△860	預り金	5,962
		前受収益	324,960
固定資産	**51,476**	**負債合計**	**552,562**
有形固定資産	**16,315**	**(純資産の部)**	
建物附属設備	12,449	**株主資本**	**1,170,977**
工具、器具及び備品	3,865	**資本金**	**379,725**
		資本剰余金	**349,725**
無形固定資産	**965**	資本準備金	349,725
商標権	208	**利益剰余金**	**441,527**
ソフトウエア	757	その他利益剰余金	441,527
		繰越利益剰余金	441,527
投資その他の資産	**34,195**		
敷金	26,304		
繰延税金資産	7,890		
		純資産合計	**1,170,977**
資産合計	**1,723,539**	**負債純資産合計**	**1,723,539**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年1月1日から 2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,095,565**
売上原価		**147,389**
売上総利益		**948,175**
販売費及び一般管理費		**702,162**
営業利益		**246,012**
営業外収益		
受取利息	5	
助成金収入	570	
その他	31	607
営業外費用		
株式交付費	7,846	
株式公開費用	3,915	11,762
経常利益		**234,857**
税引前当期純利益		**234,857**
法人税、住民税及び事業税	87,166	
法人税等調整額	△2,548	84,617
当期純利益		**150,240**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年1月1日から 2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	57,300	27,300	27,300	291,287	291,287	375,887	375,887
当期変動額							
新株の発行	322,000	322,000	322,000	-	-	644,000	644,000
新株の発行（新株予約権の行使）	425	425	425	-	-	850	850
当期純利益	-	-	-	150,240	150,240	150,240	150,240
当期変動額合計	322,425	322,425	322,425	150,240	150,240	795,090	795,090
当期末残高	379,725	349,725	349,725	441,527	441,527	1,170,977	1,170,977

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備	８年～15年
工具、器具及び備品	４年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

商標権	10年
自社利用ソフトウエア	３年

⑵ 繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

⑶ 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑷ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　11,828千円

5．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,069,000株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

該当事項はありません。

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

⑶　当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	12,000株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	263千円
未払事業税	4,366
敷金償却否認	2,939
減価償却超過額	320
繰延税金資産合計	7,890
評価性引当額	－
繰延税金資産の純額	7,890

8．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余剰資金につきましては普通預金で保有しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は建物賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、１年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先別に期日及び残高を管理しております。また、入金状況については経営管理本部が随時社内に共有し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、必要に応じて経営管理本部がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経営管理本部が、適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	1,619,978	1,619,978	－
⑵ 売掛金	20,563		
貸倒引当金（※１）	△860		
	19,702	19,702	－
⑶ 敷金（※２）	23,904	23,904	－
資産計	1,663,585	1,663,585	－
⑴ 買掛金	19,838	19,838	－
⑵ 未払費用	83,692	83,692	－
⑶ 未払法人税等	83,287	83,287	－
⑷ 未払消費税等	34,820	34,820	－
⑸ 預り金	5,962	5,962	－
負債計	227,601	227,601	－

（※１）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※２）貸借対照表における敷金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高2,400千円であります。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金

敷金の時価については、想定した貸借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払費用、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等、(5)預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,619,978	－	－	－
売掛金	20,563	－	－	－
敷金	－	23,904	－	－
合計	1,640,541	23,904	－	－

9．関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
主要株主	サイボウズ株式会社(注)1.	被所有 直接 7.9%	kintone等のライセンスの仕入先 役員の兼任	kintone等のライセンスの仕入	75,402	買掛金	19,296

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．当社株式の東京証券取引所マザーズへの新規上場に伴い2020年９月24日に行った株式売出により、関連当事者に該当しないこととなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点の残高を記載しております。

2．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

3．kintone等のライセンスの仕入価格については、当社とサイボウズ株式会社間で締結しているサイボウズオフィシャルパートナー基本契約に基づき決定しております。

4．当社がサイボウズ株式会社からkintone等のライセンスを購入することにより、当社サービスを利用する顧客は、当社経由でkintone等のライセンスを購入することができます。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　115円50銭

⑵　１株当たり当期純利益　15円66銭

（注）　当社は、2020年３月27日付で普通株式１株につき1,000株、2021年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。このため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

⑴ 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より一層の投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を目的としております。

⑵ 株式分割の概要

① 分割の方法

2020年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2020年12月30日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を１株につき２株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,069,000株
株式分割により増加する株式数	5,069,000株
株式分割後の発行済株式総数	10,138,000株
株式分割後の発行可能株式総数	36,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2020年12月16日
基準日	2020年12月31日
効力発生日	2021年１月１日

④ １株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による１株当たり情報に及ぼす影響については、１株当たり情報に関する注記に記載しております。

⑶ 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2021年１月１日をもって当社定款第６条の発行可能株式総数を変更するものであります。

② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 18,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 36,000,000株とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日　　2021年１月１日

⑷ その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たり行使価額を2021年１月１日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第４回新株予約権	50円	25円
第５回新株予約権	70円	35円

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月24日

トヨクモ株式会社
　取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　直　幸　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トヨクモ株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

トヨクモ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　渡辺克彦 ㊞

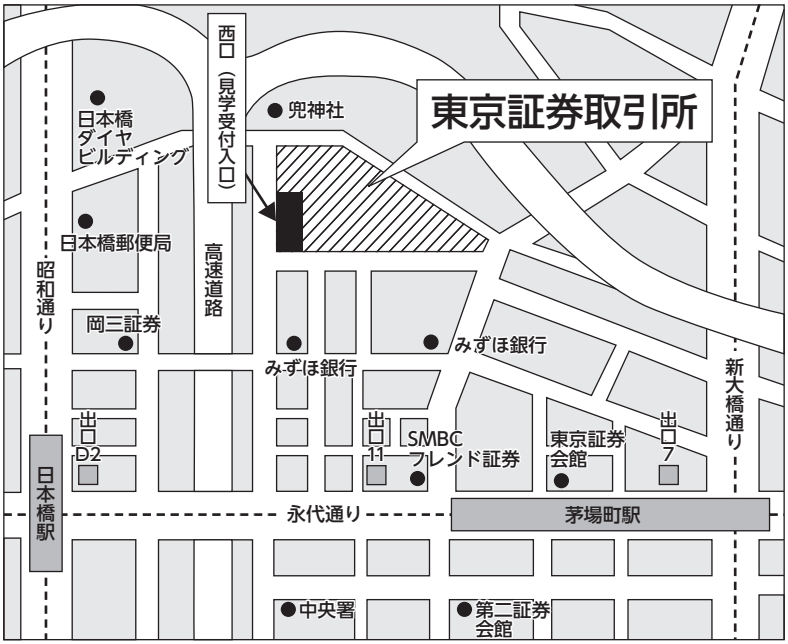
社外監査役　小川義龍 ㊞

社外監査役　中島秀樹 ㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東京証券取引所　２階　東証ホール
電話（03）3666－0141



西口（見学受付入口）からご入場ください。

会場最寄駅　東京メトロ東西線　茅場町駅（出口11）徒歩５分
東京メトロ日比谷線　茅場町駅（出口７）徒歩７分
都営地下鉄浅草線　日本橋駅（出口D2）徒歩５分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知又は同封しました株主総会出席票をご提示ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。